

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 守谷市
- 2 派遣目的 つくばエクスプレス三市議会推進協議会役員会へ副議長を派遣し情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和 5 年 10 月 23 日（火）
- 4 調査項目 (1) 令和 5 年度総会の日程等（案）について
(2) 令和 4 年度事業報告及び歳入歳出決算について
(3) 令和 5 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について
(4) その他
- 5 派遣議員 小森谷さやか
- 6 派遣経費 なし

令和 5 年 10 月 10 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 土浦市
- 2 派遣目的 筑波山地域ジオパーク 6 市議会議員連盟協議会研修会へ議員 13 名を派遣し資質向上を図る。
- 3 派遣期間 令和 5 年 11 月 10 日（金）
- 4 調査項目 (1) 講演会 「新治窯跡郡について」
「土浦市文化財保存活用地域計画」
「隠岐ジオパークの取組について」
(2) ジオツアー（土浦市上高津貝塚ふるさと歴史広場）
- 5 派遣議員 小村政文 中村重雄 山中真弓 小森谷さやか 長塚俊宏
黒田健祐 神谷大蔵 皆川幸枝 木村清隆 塚本洋二 橋本佳子
塩田尚 金子和雄
- 6 派遣経費 なし

令和 5 年 10 月 27 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 守谷市
- 2 派遣目的 つくばエクスプレス三市議会推進協議会総会及び研修会へ議員 10 名を派遣し、情報交換及び資質向上を図る。
- 3 派遣期間 令和 5 年 11 月 13 日（月）
- 4 調査項目 (1) 総会
ア 令和 4 年度事業実績の報告について
イ 令和 4 年度歳入歳出決算について
ウ 令和 5 年度事業計画（案）について
エ 令和 5 年度歳入歳出予算（案）について
(2) 研修会 ローカル鉄道を上手に使うって地域活性化「えちごトキめき鉄道の挑戦」
- 5 派遣議員 川村直子 中村重雄 あさのえくこ 小森谷さやか 長塚俊宏
黒田健祐 皆川幸枝 橋本佳子 塩田尚 金子和雄
- 6 派遣経費 なし

令和 5 年 10 月 27 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 仙台市
- 2 派遣目的 茨城県南市議会議長会行財政視察へ副議長を派遣し、情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和 5 年 11 月 15 日（水）から 11 月 16 日（木）まで
- 4 調査項目 (1) 講演「グローバルサプライチェーンと国内回帰」
(2) 講演、施設見学
「市民から見たアイスリンク仙台の有用性について」
- 5 派遣議員 小森谷さやか
- 6 派遣経費 出席負担金 18,000 円×1名

令和 5 年 10 月 27 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 北茨城市
- 2 派遣目的 茨城県市議会議長会令和 5 年度第 1 回議員研修会へ議員を 5 名を派遣し、資質向上を図る。
- 3 派遣期間 令和 5 年 11 月 20 日（月）
- 4 調査項目 講演会「地震・津波にも水害にも備える複眼的防災」
- 5 派遣議員 長塚俊宏 黒田健祐 神谷大蔵 小久保貴史 皆川幸枝
- 6 派遣経費 出席負担金 10,000 円×5 名

令和 5 年 10 月 27 日 決定

つくば市議会議長 五頭 泰誠